

事 務 連 絡
平成30年 3 月 29日

公益社団法人日本動物用医薬品協会 御中

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
動物衛生課家畜防疫対策室長

サルモネラ（4 : i : -）の取扱について

このことについて、別添のとおり、都道府県家畜衛生主務部長宛てに、通知したところです。つきましては、家畜衛生分野におけるサルモネラ・ティフィムリウム（*Salmonella typhimurium*）の検査について、御了知の上、円滑な防疫対策が講じられるよう、協力方お願いいたします。

29消安第6791号
平成30年3月29日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

サルモネラ（4：i：-）の取扱について

家畜におけるサルモネラ症については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第2条において、サルモネラ・エンテリカであって血清型がダブリン、エンテリティディス、ティフィムリウム及びコレラエスイスによるものが届出伝染病として規定されています。

近年、サルモネラ・ティフィムリウム（以下「ST」という。）に性状が似ているものの、鞭毛抗原の第2相を欠くサルモネラ（以下「サルモネラ4：i：-」という。）の家畜の感染事例の報告が増加しています。

このため、サルモネラ4：i：-について、我が国における家畜からの分離状況、病原体等を調査した結果、STの遺伝子が一部変異したものであり、その病原性についてもSTと同様であったことから、サルモネラ4：i：-（臨床症状、疫学状況等から判断される場合を含む。）については、家畜衛生上、STとして取り扱うこととします。

なお、サルモネラ4：i：-はSTが変異したものであることを含め、適切に病原体を同定することが必要であることから、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門の協力の下、先般、サルモネラ4：i：-の標準菌株を配布したところです。

つきましては、サルモネラ4：i：-の検査方法を別添のとおり定めるとともに、本年4月1日以降、適切な検査の実施につき、よろしくお願ひします。

「サルモネラ4:i:-」の取扱について

監視伝染病に含まれる6血清型

家畜伝染病（法定伝染病）	原因血清型	抗原構造
家きんサルモネラ感染症	Gallinarum	9:-:-
	biovar Pullorum	
	biovar Gallinarum	
届出伝染病		
サルモネラ症	Typhimurium	4:i:1,2
	Dublin	9:g,p:-
	Enteritidis	9:g,m:-
	Choleraesuis	7:c:1,5
馬パラチフス	Abortusequi	4:-:e,n,x

問題点

- 現在、世界各国で分離されている「サルモネラ4:i:-」は、届出伝染病である *Salmonella enterica* serovar Typhimurium (サルモネラ ティフィムリウム。以下「ST」という。血清型は4:i:1,2) が変異した菌で、病原性もST とほぼ同様と考えられる。
- 全国的に家畜で感染が拡大している可能性が指摘されており、食中毒の原因としても注目されている。国立感染症研究所の調査によると、食中毒の血清型別サーベイランスによると、2011年では圏外であったが、年々上昇傾向にあり(2012年:12位→2014年:3位)、畜産物等を介した人への感染の可能性が指摘されている。

事業の成果

- 国内で確認されているサルモネラ4:i:-は全てST由来
- サルモネラ4:i:-は、病原性等の性状がSTと同等
- 分離されたサルモネラ4:i:-がST由来であることを家保等で確認するための検査要領を作成
- 標準菌株(3株)を全都道府県に配付

本年4月1日から、サルモネラ4:i:-についても、届出伝染病(ST)として取扱う。